

Care Watch!!

介護報酬・療報酬同時改定を読み解く

株式会社ウエルビー
代表取締役

青木正人

↓第137回～139回介護給付費分科会から
概ね月2回のペースでの議論を開始

特養での看取り対応等各論点を夏頃まで議論

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護の論点】

2018年度介護報酬に向けた社会保障審議会介護給付費分科会が、いよいよスタートしました。今後の審議のスケジュールは、図の通りです。夏頃までは各介護サービスの論点を議論し、秋頃からとりまとめに向けた具体的な方向性についての議論を始める予定です。

第1ラウンドの議論は、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、看護老人ホームの施設内での医療ニーズや看取りに、より一層対応できるような仕組みの推進」という順序で進行します。以下、これらの論点を説明しましょう。

厚生労働省は、包括報酬型の地域密着型サービスを、在宅限界を引き上げる観点から強力に推進していますが、この方針に対しても疑問の声が上がっています。とりわけ

①サービス供給量を増やす観点や機能強化・効率化を図る観点から、人員基準や資格要件等の在り方について。特に、日中のオペレーター兼務のICTの活用等も含めた人員基準や資格要件のあり方について

②集合住宅に居住する利用者に対して行われているサービス提供を、地域全体へ必要なサービスが行き届くようにするための方策

図 2018年度介護報酬改定に向けた検討のスケジュール

2017年				
4月～夏頃	秋頃～12月	12月中旬	1～2月頃	4月
<p>2016年12月の介護保険部会意見書や療養病床の在り方等に関する特別部会意見書に盛り込まれた事項等について、概ね月2回ペースで議論</p> <p>(検討事項の例)</p> <ul style="list-style-type: none">○通所リハビリテーションと通所介護の役割分担と機能強化○小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等のサービス提供量の増加や機能強化・効率化の観点からの人員基準や利用定員等のあり方○特別養護老人ホームの施設内での医療ニーズや看取りに、より一層対応できるような仕組み○入退院における入院医療機関と居宅介護支援事業所等との連携○ロボット・ICT・センサーを活用している事業所に対する報酬・人員基準等のあり方○訪問介護における生活援助を中心にサービス提供を行う場合の緩和された人員基準のあり方○介護医療院の報酬・基準や各種の転換支援策		<p>各介護サービス等の具体的な方向性について議論</p>	<p>報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・取りまとめ</p>	<p>2018年度政府予算編成</p> <p>※地方自治体における条例の制定・改正に要する期間を踏まえて、基準に関しては先行してとりまとめを行う。</p>
			<p>介護報酬改定案 諸問・答申</p>	<p>介護報酬改定</p>